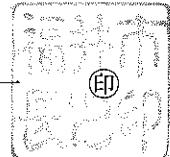


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 10月 9日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

印田（殿下）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	0 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯団を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ほ場整備の最中であり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・集落内の集落営農組織へ特定作業委託により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・集落内の集落営農組織を中心に、農作業の受委託、肥料や農薬等の共同購入、農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。

(別紙)

- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化に取り組んでいる。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者による組織が設立され、耕作放棄地を削減していることから、営農組織の中で、営農維持管理作業を請負い耕作放棄地を今後も発生させないようにしていく。
- ・農地・水・保全管理支払交付金を活用しながら、シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈り作業の労働力が軽減されている。今後も継続していく。
- ・エコ肥料を活用し環境保全の営農活用を推進している。今後も継続していく。